

## 1

## 計画策定の背景

わが国では、雇用における男女の機会の均等を保障する「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年成立）や、男女共同参画社会の形成に向けて国や公共団体、国民がなすべき責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年成立）などを制定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

市民の意識も年々変化しており、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（以下、「市民意識調査」と略）において性別による固定的な役割分担意識を表す「『男は仕事、女は家庭』という考え方をどう思うか」という問い合わせに対して、10 年前の調査では《賛成》と《反対》が拮抗していましたが、令和 3 年度調査では《反対》の意をあらわす人が 6 割を超えるまでになりました。

(1) しかしながら、世界経済フォーラムが公表している男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、日本は毎年、男女格差の大きな国として下位にランキングされており、令和4(2022) 年も 146 か国中 116 位となっています。実際の社会の状況をみると、令和 2 年に始まる新型コロナウイルス感染症流行下においては、女性の労働者の雇用機会や賃金の減少、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、DV や児童虐待の増加等、性別による固定的な役割分担や男女の雇用の不平等、暴力被害などが顕在化しました。また、平成 30 年には、複数の大学の医学部において女性の受験生に不利になるような採点制度が採用されていたことが明るみに出るなど、男女の平等感が比較的高かった教育の場においてさえ、男女間の不平等な取り扱いが残されていました。

令和の時代に入ってからも、男性の育児休業取得を支援する「改正育児・介護休業法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などが成立するなど、新たな法制度整備も続けられています。あわせて、性別による固定的な役割分担の解消やお互いの人権を認め合うための意識を幼少期から育んでいくための取り組みが必要といえます。

本市においては、平成 13 年に「川口市男女共同参画計画」を策定、平成 24 年には「川口市男女共同参画推進条例」を制定、平成 25 年には同条例の趣旨に即した「第 2 次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して取り組みを進めてきました。現在の社会経済情勢や新たに成立した法制度を踏まえて、さらに実効的な取り組みを進めるために「第 3 次川口市男女共同参画計画」を策定します。

## 2

## 国際的取り組み、国・県の動向

### (1)国際的な取り組み

国連は、昭和 21(1946) 年に「女性の地位委員会」を設置するなど、発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組み、昭和 42(1967) 年には「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に努めてきました。男女平等を目指す国連の取り組みの中でも各国に大きな影響を与えたのは、昭和 51(1976) 年から始まる「国連婦人の 10 年」の活動です。前年の昭和 50(1975) 年に「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上に向けてのガイドラインと目標を定めた「世界行動計画」が採択されました。その行動計画を実現するよう世界に求めたのです。昭和 54(1979) 年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」) が採択され、同条約は昭和 56(1981) 年から発効し、日本も昭和 60(1985) 年に批准しています。取り組んできました。女性の地位向上、男女平等を目指す国連の取り組みの中でも各国に大きな影響を与えたのは、1979(昭和 54) 年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」) の採択といえます。同条約は 1981(昭和 56) 年から発効し、わが国は 1985(昭和 60) 年に批准しています。

また、昭和 50(1975) 年の国際婦人年以来、節目の年などに世界女性会議が開催されてきましたが、平成 7(1995) 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、21 世紀に向けた男女平等のガイドラインとなる「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は採択から 20 年以上を経過した現在においても男女平等達成に向けての最重要指針となっており、わが国においても男女共同参画に関する取り組みのあり方に大きく影響しています。

近年では、平成 27(2015) 年に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択されました。その中で、2030 年までに達成すべき目標として S D G s (エスディージーズ：持続可能な開発目標) が位置づけられています。S D G s は 17 の目標で構成されており、その目標の一つとして「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

(3) ます。ただしジェンダー平等は単なる 17 の目標のうちの 1 つというわけではありません。S D G s の前文には「ジェンダー平等」は全体の達成目標としても掲げられており、さらに 17 の目標を達成するためには「ジェンダーの視点」が欠かせないとされています。ジェンダー平等は、すべての目標に関わっており、それぞれのゴールについて、男女別のデータを分析したり、女性と男性にどのような影響があるか等を考えるなど、すべての政策や事業に関して、「ジェンダーの視点」を取り入れていくことが重要です。 S D G s の達成には、国際社会全体及び各国政府、地方自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻きこむこととしています。

## （2）国・県の動向

（4）国の動向をみると、国際婦人年の「世界行動計画」の実現に向けて、昭和 50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、女性の地位向上のための国内行動計画を策定する等の取り組みを行ってきました。90 年代に入るとその取り組みは強化され、平成 6（1994）年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現を目指すための基本計画の策定を義務付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年には同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。基本計画は、その後 5 年ごとに改訂を重ね、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

法制度上の整備では、上記の「男女共同参画社会基本法」のほかに、雇用における男女の機会の均等を保障する「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年成立）や、仕事と家庭の両立を支援する「育児・介護休業法」（平成 3 年成立）、配偶者間の暴力を防ぐ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法：平成 13 年成立）、女性の職業生活における活躍を推進する「女性活躍推進法」（平成 27 年成立）などが整備されてきました。近年では、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年成立）や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年成立）などが整備されました。

埼玉県では、昭和 55（1980）年に男女平等の実現に向けた施策を総合的に推進する計画として「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。その後、昭和 61（1986）年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を、平成 7（1995）年には「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。また、平成 12（2000）年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14（2002）年には条例制定後初めての基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。その後、計画の改定を重ねて、最近では令和 4 年に令和 4 年度～令和 8 年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会実現に向けた活動推進の拠点としては、平成 14（2002）年 4 月に「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が設置されました。さらに、再就職をめざす女性や働く女性を支援するために、平成 20（2008）年 5 月に「埼玉県女性キャリアセンター」が設置されました。

### 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

多くの人の目に触れる新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアが発信する情報は人々の意識形成に大きな影響を与えます。それだけに、誤った情報内容や性別による固定的な役割分担意識を反映した表現、性別や性的指向・性自認の違いを理由に特定の個人や団体等の尊厳を貶めるような表現をメディアを通じて広く流布させることは、男女共同参画社会の実現を著しく阻害します。

- (5) このため、表現の自由は尊重しつつも、固定的性別役割分担を前提とした表現や、暴力や差別を正当化し助長する表現、不必要的性的表現等については公に流布されることがないよう、様々な媒体に自主的な取り組みを求める。性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的性的表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。また、市や関連機関も多くの市民に向けて情報を発信する立場から、同様の配慮を心がけなければなりません。

近年では、インターネットやSNSによって簡単に情報を受発信できる環境が整備されています。しかし、発信される情報の真偽があいまいであります。個人の人権や尊厳を貶める内容が簡単に多くの人の目にさらされてしまう弊害も生じています。誹謗中傷の加害者にも被害者にもならないために、これらのICTメディアとの付き合い方や利用方法を学ぶ機会が必要です。特に、児童や青少年はSNSなどを通じて犯罪被害に遭うことが多いので、不適切な表現や媒体から保護することが重要です。

- 表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力（メディア・リテラシー）の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を前提とした表現に対しては一人ひとりが疑問をもち、声をあげられる社会を目指します。押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成を図ります。

#### 推進指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	根拠資料
「男女共同参画社会」という用語の周知度	71.6 %	100 %	市民意識調査

### 施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重

性別による固定的な役割分担やパートナー間における暴力、性暴力等を正当化し助長す

- (7) るもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現を容認しない社会を目指し、表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。

近年ではインターネットやSNS等によって発信される情報が多いですが、便利である一方、悪質な人権侵害や犯罪などが多発している状況もみられます。特に、児童、青少年はSNSを通じた犯罪に巻き込まれやすいので、ICTメディア利用に関する教育や情報提供に努めます。

また、性や過激な暴力表現に接することを望まない人を守るとともに、SNSによる性犯罪被害を防ぐために、「埼玉県青少年健全育成条例」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)等に基づく被害者の権利擁護、児童・青少年の健全育成に寄与する取り組みを推進します。

### 施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

市や関係機関が発信する情報や作成する刊行物等について、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした表現に努め、男女共同参画の視点に立ったものであることに留意します。

また、幅広い年齢層、様々な立場の人々にとって親しみやすくわかりやすい表現を用い、発信媒体も情報ごとに適切なものであるよう配慮します。

### 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透

市民、市内の事業所、団体等から発信される情報についても、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることのないよう、埼玉県が発行した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」等を活用するなどして、性差に関する偏見や人権軽視を助長す

- (8) る表現が流布されることを防止する取り組みを促進します。表現の排除に向けた取り組みを促進します。